

【様式5】

医療的ケア児等保育に関する重要事項説明書

保育園では、医師が必要と認め、医師による指示の範囲内で医療的ケアを行います。

医療的ケアの実施は、お子様の健康管理にとって極めて大切なものであるため、保護者様にも下記の事項をご確認いただいた上で、ご協力をお願いします。

【保育園で実施する医療的ケアの内容】

医師による指示の範囲内で、園児と同様の時間帯に日常的に保護者が行っている医療的ケア（医師の指示の範囲外の医療的ケアは、臨時的であっても行うことはできませんのでご了承ください。緊急時を除く）

【保育で医療的ケアを実施するに当たっての確認事項】

- 1 医療的ケアは、看護師が行います。
- 2 医療的ケアの実施には、「主治医指示書・承諾書」が必要です。
- 3 医療的ケアを実施できるのは、登園時間内です。
- 4 入園後は、医療的ケア実施の状況を確認するため、しばらく保護者の付き添いをお願いします。
- 5 看護師が不在の場合は、保護者の協力をお願いすることがあります。
- 6 登園の際にはお子様の体調を把握し、職員に伝えてください。体調がよくない場合の無理な登園は控えていただくようお願いします。
- 7 緊急時を含め、保育園から連絡をする場合があるため、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
- 8 緊急時の対応について、主治医への協力依頼など、連携を図ってください。
- 9 感染症の流行があった際は、お知らせしますので、主治医への相談など、必要な対応をしてください。
- 10 医療的ケアに必要な医療機材や消耗品は、保護者をご用意ください。また、医療機材は、毎日持ち帰ってください。
- 11 必要に応じて病院受診に同行させていただくことがありますのでご了承ください。
- 12 関係機関(医療機関・療育機関・教育機関・在宅医療・行政等)と連携していくため、情報の共有をしていきます。

- 13 医療的ケアの実施内容に変更がある場合は、速やかに「主治医指示書・承諾書」を再提出してください。
- 14 医療的ケアが医師の指示により、中止・終了した場合は、「医療的ケア終了届」を保護者様が記載し保育園に提出してください。
- 15 災害時に備えて、薬や栄養剤、医療的ケアに必要な物品（カテーテル等）は、1日分を保育園に預けてください。
- 16 園外活動については、お子様の安全の確保が前提であることから健康状態、想定される緊急時の対応などを踏まえ、保護者にご協力をお願いすることがあります。
- 17 1～14 の他に必要なことがあれば、保育園との間で取り決めをすることがあります。

以上